

当院の院外処方箋を調剤する保険薬局の皆様へ

令和5年3月15日

疑義照会簡素化プロトコル運用について

中東遠総合医療センター 薬剤部

平素より当院の診療へのご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、処方箋において薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用を推進する上で非常に重要な業務です。個々の患者さまへの十分な薬学的ケアを行うための疑義照会に尽力されている一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多く、患者さま及び保険薬剤師の皆様にご負担をかけている場合もあるかと存じます。

そこで当院では、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さまへの薬学的ケアの充実を図る目的で院外処方せんにおける「疑義照会簡素化プロトコル」の運用を令和5年4月1日より開始いたします。

なお、本プロトコルを適正に運用するため、開始にあたっては、趣旨並びに各項目の詳細について当院担当者から説明をさせていただきます、その上で合意書を交わすことを必須条件とさせていただきます。

(今回の説明会は令和5年3月14日に終了しました。)